

## 特措法第 16 条の調査義務の免除について

### 1. 特措法第 16 条の調査義務の免除について（概要）

放射性物質汚染対処特措法第 16 条第 1 項の規定により、一定の要件に該当する水道施設、下水道、工業用水道施設、廃棄物焼却施設及び集落排水施設については、当該施設から生ずる汚泥、焼却灰等の廃棄物の放射能濃度の調査を行い、その結果を環境大臣に報告していただくこととなっています（調査義務の対象については、汚染状況調査方法ガイドライン「**3.2.1 調査義務の対象となる施設の要件**」をご参照ください。[http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01\\_ver1.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl01_ver1.pdf)）。

一方、調査義務の対象となっている施設であっても、一定の要件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設については、調査義務が免除されます。

### 2. 調査義務の免除確認の要件について

調査義務の免除確認の要件は、以下の①又は②のいずれかに該当することとします。

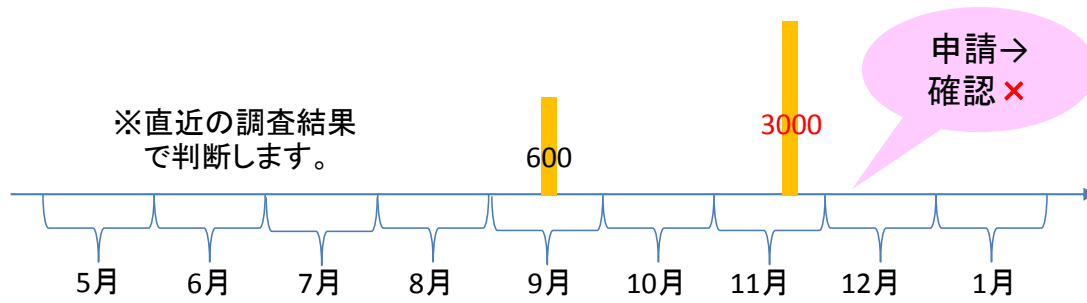
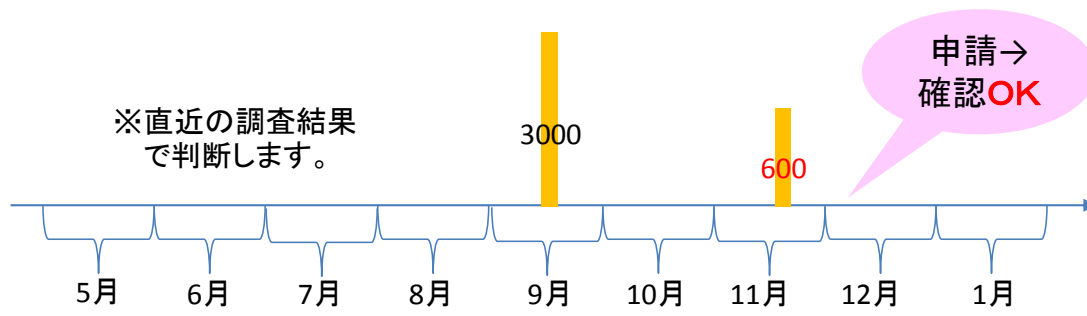
- ① 直近に行った廃棄物の調査の測定結果において、セシウム 134・セシウム 137 についての放射能濃度の合計値が 800 Bq/kg 以下であったこと
- ② 直近に行った 3 回以上の廃棄物の調査（当該 3 回以上の調査が 60 日以上 の期間にわたり行われた場合に限る。）の測定結果において、セシウム 134・セシウム 137 についての放射能濃度の合計値が全て 6,400 Bq/kg 以下であったこと

このうち、②の要件における、3 回以上の調査が 60 日以上 の期間にわたり行われた場合とは、申請時点における直近の 3 回以上の測定結果に係る「試料の採取を行った年月日」のうち、最も早い日と最も遅い日が 60 日以上離れていることとします。

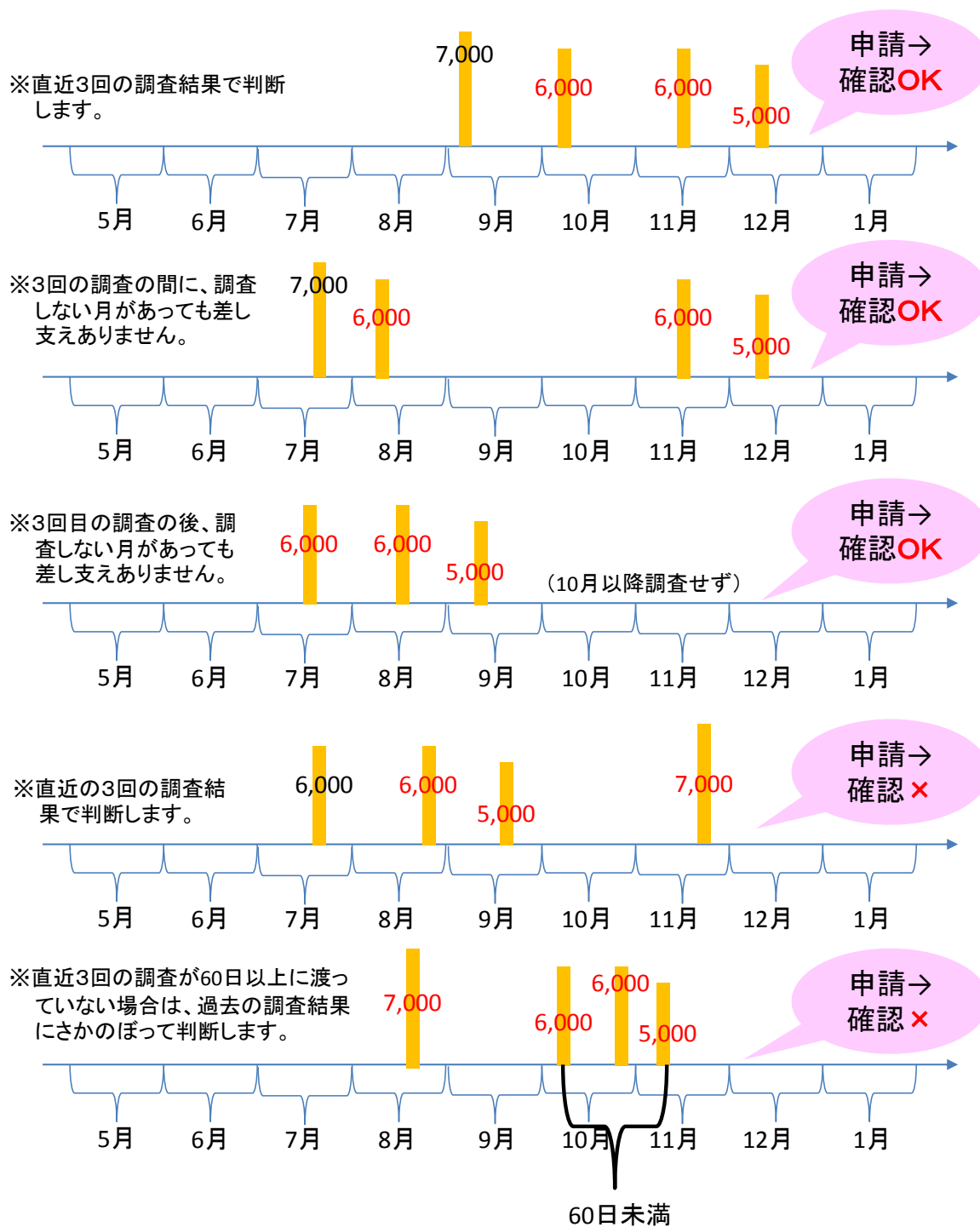
#### ※過去の測定結果の扱いについて

調査義務の免除確認には、特措法の施行日（平成 24 年 1 月 1 日）前に行われた調査の測定結果も活用することができます。なお、廃棄物焼却施設であって、ばいじん（飛灰）と燃え殻（主灰）の 2 種類が生ずる施設については、特措法の施行日（平成 24 年 1 月 1 日）前の測定であったことを踏まえ、ばいじん（飛灰）の測定結果のみを用いて調査義務の免除確認を受けることができます。例えば、特措法の施行日（平成 24 年 1 月 1 日）前にばいじん（飛灰）のみの調査を行っている場合、それらの調査結果が上記の①又は②のいずれかの要件に該当すれば、それらの調査結果により免除確認を受けることが可能です。

【要件①についての概念図】



## 【要件②についての概念図】



### 3. 調査義務の免除確認の手続について

- (1) 調査義務の免除確認は、申請により行います。免除確認を受ける場合は、以下に従って、施設の所在地を管轄する地方環境事務所宛に申請書を御提出ください。

① 申請書の様式及び記載例は以下のとおりです。

【申請書記載例】

放射性物質汚染対処特措法施行規則第 条の確認に係る申請書

年 月 日

施設の種類のに応じて該当条項を記載して下さい。

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 第6条              | 水道施設                            |
| 第8条第1項第1号        | 公共下水道(脱水汚泥を排出)                  |
| 第8条第1項第2号        | 公共下水道(はいじん・燃え殻排出)               |
| 第8条第2項第1号        | 流域下水道(脱水汚泥を排出)                  |
| 第8条第2項第2号        | 流域下水道(はいじん・燃え殻排出)               |
| 第9条              | 工業用水道施設                         |
| 第11条             | 集落排水施設                          |
| 第32条第2号          | 特定一般廃棄物処理施設である焼却施設              |
| 第34条第2号          | 特定産業廃棄物処理施設である焼却施設              |
| 第32条第2号及び第34条第2号 | 特定一般廃棄物処理施設かつ特定産業廃棄物処理施設である焼却施設 |

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第 条の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

次の中から該当するものを記載してください。

- ・水道施設 ・公共下水道 ・流域下水道  
・工業用水道施設 ・集落排水施設  
・一般廃棄物焼却施設 ・産業廃棄物焼却施設

1. 調査の対象とした廃棄物が生じた施設の種類の

水道施設

2. 調査の対象とした廃棄物が生じた施設に係る事業場の名称、所在地及び連絡先

〇〇浄水場

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

添付書類として、測定結果を証する書類(測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等)を添付してください。添付書類の右肩部分に、この番号と対応する番号を付してください。

3. 直近の放射能濃度の測定結果

| 調査の対象<br>とした廃棄<br>物の種類 | 調査対象廃棄物<br>が生じた時期      | 試料採取<br>年月日   | 放射能濃度 (Bq/kg) |        |      | 添付資料<br>No. |
|------------------------|------------------------|---------------|---------------|--------|------|-------------|
|                        |                        |               | Cs-134        | Cs-137 | Cs合計 |             |
| 脱水汚泥                   | H24年4月3日～<br>H24年5月9日  | H24年5月<br>9日  | 2700          | 3300   | 6000 | ①           |
| 脱水汚泥                   | H24年5月10日～<br>H24年6月6日 | H24年6月<br>6日  | 2590          | 3210   | 5800 | ②           |
| 脱水汚泥                   | H24年6月7日～<br>H24年7月11日 | H24年7月<br>11日 | 2435          | 2865   | 5300 | ③           |

② 添付資料として、申請書に記載した測定結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）を添付してください。

（２）地方環境事務所において、申請の内容を審査させていただきます。

（３）審査の結果、確認の要件に該当すると判断された場合には、確認を行います。確認を行った旨については、確認通知書によりお知らせいたします。